

令和3年8月 真鶴町教育委員会定例会要旨 会議録

期 間： 令和3年8月24日(月) 午後3時00分より

場 所： 真鶴町民センター 2階 第2会議室

出席者： 加藤哲三教育長、瀧本朝光委員（教育長職務代理者）、
草柳栄子委員、佐々木美穂委員、松野司委員
高橋悦子教育課長、小野真人課長補佐兼教育総務係長
秋澤勝太主事
書記：伏島沙彩主事補

欠席者： なし

傍聴者： なし

議事

1 開会

教育長あいさつ

2 協議事項

- (1) 真鶴町教育委員会公印規程の一部改正について
- (2) 令和3年度真鶴町体育競技優秀選手等表彰候補者について

教育長： 協議事項(1) 真鶴町教育委員会公印規程の一部改正についてお願いします。

教育総務係長： よろしくお願ひいたします。資料1「真鶴町教育委員会公印規程の一部を改正する訓令新旧対照表」をご覧ください。右側の欄が旧（改正前）、左側の欄が新（改正後）となります。下線部分が今回の改正箇所となります。

今回の改正につきましては、令和3年10月から新たに、就学事務システムを使用して入学通知書、区域外就学通知書、就学時健康診断通知書等の帳票を発行することになりましたので、パソコンのシステムに取り込んだ教育員会印や教育長印の印影を使用するため、規程を改正するものです。資料1の1ページ目ですが、左側の新（改正後）をご覧ください。第11条が新設となります。朗読します。「電子計算機に記録した印影の使用、電子計算機を利用して事務を行うときは、当該電子計算機に記録した公印の印影等（以下「電子公印」という。）を出力することにより、公印の押印に代えることができる。この場合において、縮小しなければ文字が判読できない等の理由があるときは、第2条の規定にかかわらず、公印の寸法を変更することができる。2 前項の

規定に基づき電子公印を使用しようとするときは、電子公印使用承認申請書（第6号様式）により、使用しようとする年度ごとに教育長の承認を受けなければならない。3 前項の規程により電子公印を使用するときは、不正使用その他事故を防止するため、当該電子公印を記録した電子計算機について適切な管理等を行わなければならない。」と規定しています。2ページ目は、電子公印使用承認申請書として第6号様式を新たに規定するものです。説明は以上となります。

教育長： 今の説明に対して、ご質問・ご意見等ございますでしょうか。デジタル化に伴う措置となっております。ではよろしいでしょうか。ではこの改正案に賛成の方挙手をお願いいたします。

全委員： （全員挙手）

教育長： ありがとうございます。では全会一致で承認されました。続いて協議事項（2）令和3年度真鶴町体育競技優秀選手等表彰候補者について、秋澤さんお願いします。

主事： それでは資料2をご覧ください。令和3年度表彰者対象一覧になります。一人目は教育長表彰になります。競技は相撲になります。要綱をご覧ください。第4条 第2項 県規模で開催される大会に参加し、3位以上の成績をおさめたもの こちらの要件に該当いたします。続きまして、町長表彰になります。競技は硬式野球になります。第3条 第1項にございます、国際的又は全国的な規模で開催される大会に参加し、8位以上の成績をおさめたもの 同条 第2項 前項の要件に該当した団体の一員として試合に出場し、又は控え選手として待機し、団体の成績に貢献したもの こちらの要件に該当します。説明は以上になります。

教育長： 何か質問ございますか。ではこの2名について教育長表彰、町長表彰を規定に基づき、表彰してよろしいかということですが、よろしいでしょうか。

全委員： （全員挙手）

教育長： ありがとうございます。では協議事項はほかにございませんけれども、何か協議事項ある方いらっしゃいますか。よろしいでしょうか。では報告事項に入ります。

報告事項については資料の通り

教育長： それではすべての案件終えたようですので、真鶴町教育委員会8月定例会を終わります。ありがとうございました。